

様式第2号（第6条関係）

奥多摩町公共施設アダプト制度合意書

奥多摩町（以下「町」という。）と（以下「団体」という。）は奥多摩町公共施設アダプト制度実施要綱に基づき、次のとおり合意する。

1 団体の活動場所

所在地 \_\_\_\_\_

公共施設名 \_\_\_\_\_

区 域 \_\_\_\_\_（別紙案内図参照）

2 活動内容等

（1） 団体は、自ら責任をもって次の内容の活動を行うこと。

（2） 活動の期間は、合意の日から解消の日までとする。

（3） 団体の活動は、無償であること。

（4） 団体の代表者は、町がその活動に関する問い合わせに対し、連絡先として住所、氏名、電話番号の個人情報を提供することに同意すること。

3 団体の責務

（1） 団体は、その活動において公共の利益に反し、若しくは反するおそれのある行為又は政治活動、宗教活動等を行わないこと。

- (2) この合意書の内容に変更が生じる場合は、新たに合意書を取り交わすこと。
- (3) 団体は、活動を中止しようとするときは、奥多摩町公共施設アダプト制度合意解除届出書（様式第3号）を提出すること。この場合において、団体は、活動場所を原状に回復し、町長の確認を得ること。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 団体は、活動実績について、当該年度終了後30日以内に奥多摩町公共施設アダプト制度活動実績報告書（様式第5号）により町長に報告すること。ただし、年の途中で活動を終了したときは、活動終了後速やかに報告すること。

#### 4 町の支援等

- (1) 町は、活動に伴うごみ処理に必要な支援を行う。
- (2) 町は、活動に伴う団体の傷害保険への加入を行う。
- (3) 町は、団体の活動に対する指導及び助言を行う。
- (4) 町は、団体が指導又は助言に従わないときは、合意を解消することができる。

年 月 日

奥多摩町氷川215番地6

奥多摩町長

㊟

住 所

団 体 名

代 表 者 名

㊟